

# 島田市原子力災害広域避難計画

平成 29 年 10 月 1 日

島 田 市

## 目 次

	頁
1 総 則	1
(1) 目 的	
(2) 発電所の概要	
(3) 想定する災害	
(4) 計画の対象範囲	
(5) 計画の修正	
(6) 避難等の基本的な考え方	
2 避難等の判断基準と実施	4
(1) 避難等の判断基準と行動内容	
(2) 緊急時モニタリングと避難単位	
(3) 避難等の実施体制	
(4) 緊急事態区分等に応じた防護措置	
(5) 避難等に関する情報手段	
3 安定ヨウ素剤の配布及び服用の実施	12
(1) 配布対象者	
(2) 配布場所	
(3) 配布の方法	
(4) 配布に関する手順	
(5) 服用回数	
(6) 服用量	
(7) 服用の時期	
(8) 服用の中止の連絡	
(9) 回 収	
4 住民等の避難の実施	14
(1) 避難等の体制	
(2) 避難所の体制	
(3) 避難者の対応	
(4) 避難経路	
(5) 避難退域時検査及び簡易除染	
(6) 避難経由所	
5 避難誘導、確認の実施	17
(1) 避難誘導時の警察、消防との連携	
(2) 避難誘導時等の消防団、自主防災組織等の連携	
(3) バス等による避難の対応	
(4) 避難対象区域の避難実施の確認方法	
(5) 避難報告	

6	避難先	19
(1)	避難先確保の方針	
(2)	避難先	
(3)	避難先決定の手順	
(4)	避難住民の支援体制等	
(5)	避難者への情報提供	
(6)	健康管理とメンタルヘルス	
7	要配慮者等の避難	22
(1)	病院入院患者	
(2)	社会福祉施設入所者	
(3)	社会福祉施設通所者	
(4)	在宅の要配慮者	
(5)	外国人	
(6)	就学児童・生徒及び乳幼児等（学校、幼稚園、保育園）	
(7)	一時滞在者（観光客等）	
8	複合災害への対応	24
9	市役所機能移転	25
10	今後の検討課題	25
(1)	今後、避難計画へ反映していく課題	
(2)	関連する計画、マニュアル等に関する課題	

## 1 総 則

### (1) 目 的

本計画は、島田市地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「市地域防災計画」という。）の第2章第7節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害に備え、島田市全域に係る住民及び一時滞在者等（以下「住民等」という。）の避難、一時移転又は屋内退避（以下「避難等」という。）の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

ア 原子力災害発生時に、住民等の避難等を迅速、確実に実施すること

イ 住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること

ウ 平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

本計画と国、県及び各種マニュアルとの関係を別図1に示す。

### (2) 発電所の概要

ア 所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561

イ 現 況：表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況（平成29年2月1日現在）

区分	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	計
運転状況	廃止措置中		施設定期検査中（平成22年11月29日～）	施設定期検査中（平成24年1月25日～）	施設定期検査中（平成24年3月22日～）	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営業運転開始日	昭和51年3月17日	昭和53年11月29日	昭和62年8月28日	平成5年9月3日	平成17年1月18日	
使用済燃料プール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料保管体数※	0体	0体	2,060体（764体）	1,977体（764体）	2,505体（872体）	計8,942体
運転終了日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数(外数)。

合計8,942体（うち使用済6,542体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

### (3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、市地域防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態を想定するものとし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。なお、当面は単独災害が発生した場合を主体に記述し、大規模災害等との複合災害の場合は、必要事項を随時、追加記述して柔軟に対応するものとする。

### (4) 計画の対象範囲

市地域防災計画において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」を市全域と

定めており、緊急防護措置を準備する区域（発電所から半径約5km～31kmの範囲をいう。以下「UPZ」という。）とUPZ外の区域を含めた市内全域をこの計画の対象範囲とする。

なお、発電所からの距離は図1のとおりであり、UPZ及びUPZ外に該当する区域と人口等は表2のとおりである。

図1 発電所からの距離

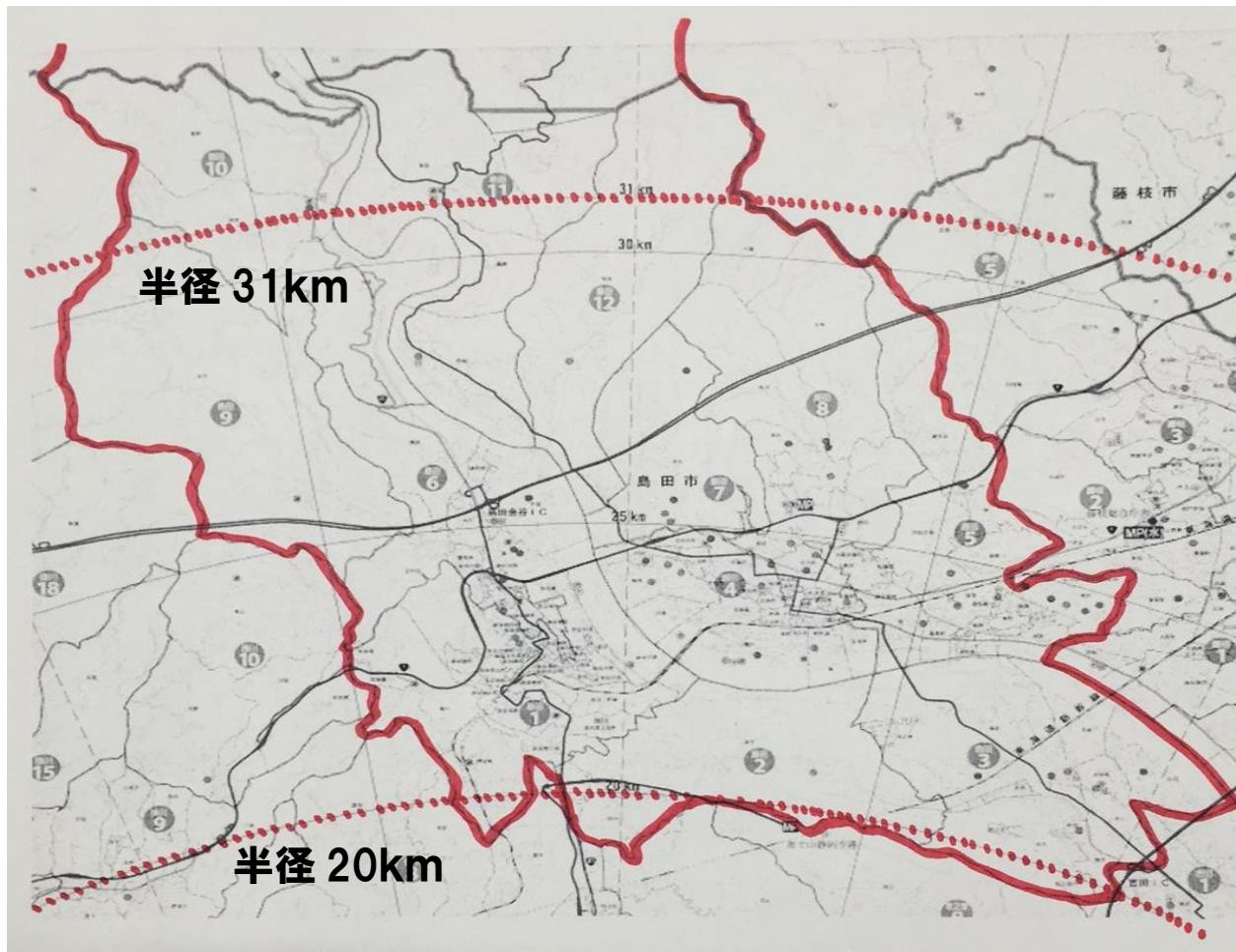


表2 UPZ及びUPZ外の区域と人口・世帯数（平成29年3月31日現在）

区域	区域の範囲	人口、世帯数
UPZ	・旧島田市のうち、伊久身地区の犬間以北を除いた全域 ・旧金谷町の全域	94,338人、35,366世帯
UPZ外	・旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向及び大平の区域 ・旧川根町の全域	5,423人、1,970世帯

## （5）計画の修正

この計画は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会）、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）、浜岡地域原子力災害広域避難計画（静岡県）が改正（修正）された場合は、見直し等を行い、必要に応じて修正する。

## (6) 避難等の基本的な考え方

- ア 原子力災害事故の状況緊迫に応じて、まず、最も危険度の高い発電所から半径約5kmの区域（予防的防護措置を準備する区域、以下「P A Z」という。）の住民が予防的に避難し、次いで放射線量率の状況に応じてU P Zの住民が避難又は一時移転を実施する。  
P A Z内の住民が避難している間、U P Z内の住民は屋内退避を実施する。
- イ 当市の避難又は一時移転は、市内12箇所の放射線量率の観測値に基づき、避難対象区域が指定され段階的に実施する。
- ウ 病院入院患者や社会福祉入所者等、避難対象者の特性を考慮した避難等を実施する。

## 2 避難等の判断基準と実施

### (1) 避難等の判断基準と行動内容

避難等は、原子力災害対策指針に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、県、市、事業者等が連携し実施する。避難等の判断基準とその内容は表3のとおりである。なお、「警戒事態」に至る前の段階として、御前崎市で震度5弱または、震度5強の地震が発生した場合は、「情報収集事態」として対応するため、住民等はテレビ報道や市からの情報に留意する。

表3 避難等（避難、一時移転、屋内退避）の判断基準と行動内容

判断基準	住民等の行動		参考
	U P Z内	U P Z外	
E A L <sup>*1</sup> に基づく避難等	警戒事態 例) 震度6弱以上の地震	・テレビ報道や市からの情報に留意	・要配慮者等の避難準備
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時 (原災法 <sup>*3</sup> 第10条)) 例) 全交流電源喪失	・テレビ報道や市からの指示、情報に留意 ・屋内退避の準備 (不要不急な外出の自粛) ・自家用車避難困難者は、必要に応じ一次指定避難所へ避難	・要配慮者等の避難 ・一般住民の避難準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時 (原災法15条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失	・テレビ報道や市からの指示、情報に留意 ・屋内退避 ・避難、一時移転の準備	・全住民の避難
O I L <sup>*2</sup> に基づく避難等	O I L 1 500 $\mu$ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値))	・テレビ報道や市からの指示、情報に留意 ・基準に該当した区域の住民等の避難 (数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1日を目安)避難を実施)	
	O I L 2 20 $\mu$ Sv/h 超過 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率(1時間値)で、20 $\mu$ Sv/h 超過を計測してから1日経過後の計測値)	・テレビ報道や市からの指示、情報に留意 ・基準に該当した区域の住民等の一時移転 (1日以内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施)	

\*1 E A L (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

\*2 O I L (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

\*3 原災法：原子力災害対策特別措置法

全面緊急事態となった場合、P A Zにおいて避難、U P Zにおいて屋内退避を実施する。事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、U P Zにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とO I Lに基づき、避難又は一時移転の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。

## (2) 緊急時モニタリングと避難単位

緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）の統括の下、国、県、事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成27年10月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき実施する。

国がO I Lに基づき、避難又は一時移転を実施する範囲を迅速に決定し、円滑な避難又は一時移転を実施するための測定地点と避難単位は、表4及び図2のとおり定める。

表4 空間放射線量率の測定地点と避難単位（自治会毎は別表1を参照）

番号	測定地点	所在地	避難単位の名称
1	旧お茶の郷 (仮称ふじのくに茶の都ミュージアム)	金谷富士見町 3053-2	金谷南
2	湯日小学校	湯 日 564	湯 日
3	初倉南小学校	南 原 10	初 倉
4	島田第三小学校	南一丁目 10-1	島田西
5	六合中学校	道悦二丁目 25-1	島田東・六合
6	島田市役所金谷庁舎	金谷代官町 3400	金谷北
7	伊太小学校	伊 太 1314	伊 太
8	中央公園モニタリングポスト	野 田 1689	島田北・大津
9	大代公民館	大 代 880-2	大 代
10	北五和会館	福 用 175-1	北五和
11	神座小学校	神 座 1444	神 座
12	相賀小学校	相 賀 875	相 賀

※状況により市独自でこれら以外の箇所についても測定する場合がある。

※UPZ外の緊急時モニタリングについては、県計画によるモニタリング体制が確立した段階で本計画に反映させる。

図 2



### (3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを別図2に示す。

#### ア 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、静岡県原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び市に指示をする。

#### イ 原子力災害合同対策協議会（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、市、事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び市に伝達するとともに、県及び市からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

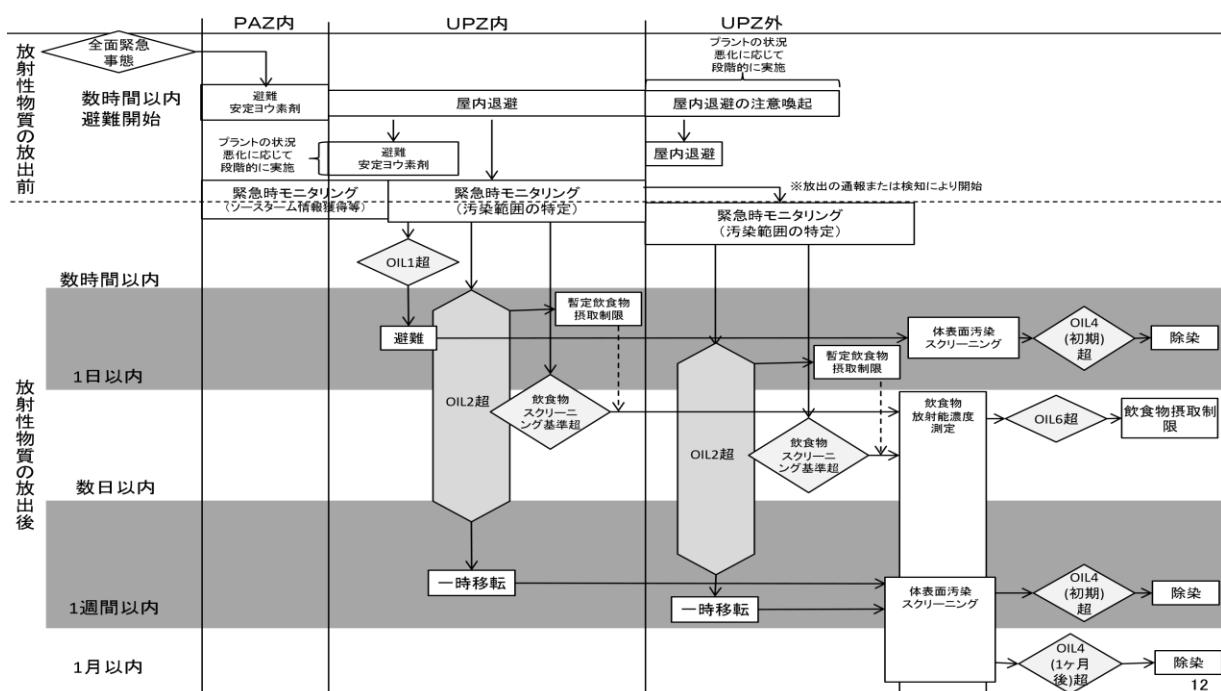
#### ウ 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

#### エ 島田市原子力災害対策（警戒）本部

プラザおおるりに設置し、市長を本部長として全部局で構成する。国からの避難等の指示を受け、住民等への指示や避難誘導、市内の避難経路の確保、避難先での避難所の確保、県との調整によるバス等の移動手段の確保等を実施する。

### （参考）原子力災害対策指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例



#### (4) 緊急事態区分等に応じた防護措置

##### ア 情報収集事態

市は、情報収集事態の発生を認知した場合には、原子力災害情報連絡室を設置する。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定公共機関に連絡するものとする。

##### イ 警戒事態

市は、警戒事態を確認した場合は、国、県、事業者と連絡を密にし、事故に関する情報及び状況の把握に努め、原子力災害警戒本部に移行できる体制を整える。

- 原子力災害対策室を設置する。
- オフサイトセンターへ迅速に連絡調整要員（市職員）を派遣し警戒事態に係る情報収集を行う。
- 避難等に係る準備、避難先自治体との事前調整を実施する。
- 第一次指定避難所の開設準備を行う。
- 緊急時モニタリングの実施に備え、簡易型電子線量計の設置のための準備を行う。
- 状況により、国・県の指示により緊急時モニタリングを実施する。
- 学校、幼稚園、保育園に帰宅実施を連絡し、下校又は保護者への引渡しを実施する。
- 避難行動要支援者は、避難準備を実施する。
- 事故等の状況について、住民広報を実施する。
- 原則、安定ヨウ素剤は、国・県の指示により第一次指定避難所で配布及び服用することとなっているが、避難の実施時に指定された第一次指定避難所で安定ヨウ素剤の受領が困難な住民に対して、あらかじめ配布する場合がある。配布の要領については、今後継続検討する。

##### （住民の行動）

- 住民は外出を控え、今後の事故状況の情報に注意を払う。
- 避難行動要支援者及び関係者は、避難手段の確保を行う。

##### ウ 施設敷地緊急事態

市は、原子力災害警戒本部を立ち上げるとともに副市長等をオフサイトセンターに派遣し、事故の情報収集に努め、国、県と今後の対応について協議をする。

- 住民に屋内退避の準備を指示するとともに、自家用車避難困難者等に第一次指定避難所への移動など、早めの避難開始を広報する。
- 外出者に対し、屋内退避及び避難指示に備え、帰宅を促す。
- 第一次指定避難所を開設し、安定ヨウ素剤配布担当職員（現地避難地（所）班員）は近隣の救護所に安定ヨウ素剤を受取りに行き、配布準備を行う。（継続検討）
- 緊急時モニタリングセンターから指示を受け市内 12箇所（固定測定器含む）に簡易型電子線量計を設置し計測を開始する。
- 自家用車避難困難者等の避難に必要な車両を確保するため県と協議し準備を行う。

(住民等の行動)

- 屋内退避の準備を行う。
- 帰宅した住民は、顔や手を洗い、うがいを行い、外出を控え、今後の情報に注意する。
- 要配慮者及び関係者の内、自家用車避難困難者並びに一般住民の内、自家用車避難困難者等は、非常用持ち出し品を持参し第一次指定避難所に移動する。
- 一時滞在者（観光客等）は、UPZ外へ退去する。

## エ　全面緊急事態

市は、原子力災害対策本部を立ち上げ、UPZの住民に屋内退避の実施やUPZ外の住民に屋内退避準備の継続、OILの基準に基づく避難の準備を行うよう指示する。

- 浜岡オフサイトセンターに派遣している副市長等をはじめとした派遣職員と連絡を密にし、今後、起き得る状況の把握に努めるとともに国、県、事業者と協議し協議内容等を原子力災害対策本部に報告する。
- 緊急時モニタリングの状況、想定される放射性物質の放出量、気象条件、オフサイトセンターでの原子力災害合同対策協議会の協議内容等を考慮し、避難の準備を促す。
- 避難に備え、避難先市町及び避難退域時検査・除染場所への職員派遣の準備を行う。

(住民等の行動)

- UPZの住民は屋内退避を実施する。
- UPZ外の住民は屋内退避の準備を継続する。
- 帰宅後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- 帰宅した住民、第一次指定避難所に避難した住民は屋内退避を行い、退避している施設の窓や扉を閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- 今後の情報に注意し、避難の準備を行う。

## オ　放射性物質の放出後の防護措置

放射性物質が放出された後、モニタリング結果等に応じて国・県の指示により、避難対象区域の住民に対し、OILに基づく避難又は一時移転の緊急事態応急対策の実施を行う。

ただし、国・県の指示に関し、避難又は一時移転の緊急事態応急対策について積極的に意見を具申する。

- 空間放射線量率が、OILを超えた避難対象区域に避難指示を発令する。
- 安定ヨウ素剤の服用については、原子力規制委員会が必要性を判断するため、国の指示に基づき、又は市長の判断により安定ヨウ素剤服用の指示に従い服用するものとする。ただし、配布については状況に応じ指示前に配布する場合もある。（継続検討）

(住民等の行動)

● 自力で避難が可能な住民

自家用車等により、原則、地域毎に指定した市内の第一次指定避難所において安定ヨウ素剤の受領及び服用を行い、避難退城時検査で検査済証を受領し、避難先市町の避難経由所から避難先市町の避難所に向かう。

● 自力で避難できない住民

地域毎に指定した、市内の第一次指定避難所等の一時集合場所に集合し、安定ヨウ素剤の受領及び服用を行い、県及び市が手配するバス等により避難退城時検査で検査済証を受領し、避難先市町の避難経由所から避難先市町の避難所に向かう。

※避難指示があった対象地域の住民で、避難指示があった時点で市外に滞在している場合は、努めて定められた避難先市町の避難経由所に直接、避難する。

(避難時の住民等の留意事項)

- 避難時の持ち物は、3日分の食料・飲料水、貴重品、携帯用ラジオ、携帯電話、常用している薬、着替え、菓子類など（自然災害のものと同様）
- 避難時は、長袖上着、スラックス、マスク、帽子、雨具等により肌を露出させないような服装等を着用する。
- 自宅の電気ブレーカーを遮断し、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- 車の窓は、閉めて移動する。
- 家庭動物は、原則として各家庭で同行する。

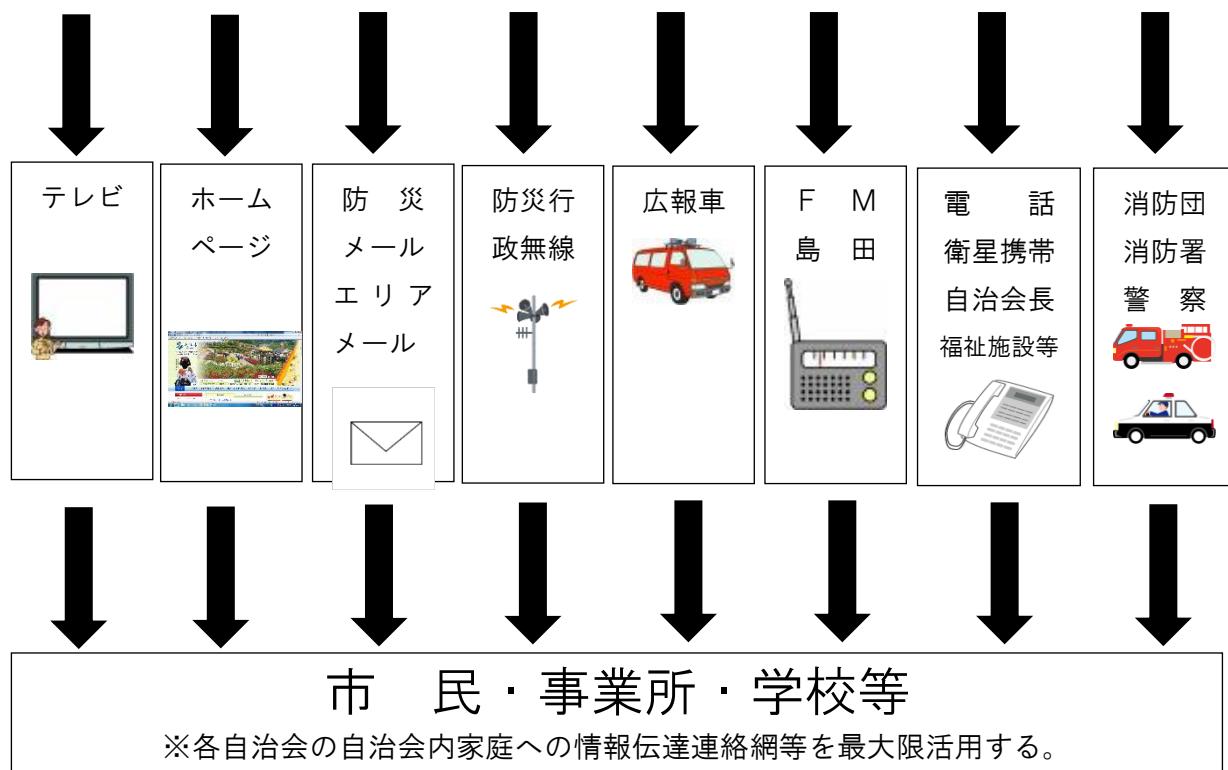
(5) 避難等に関する情報手段

発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難等及び準備等に関する要請の連絡があった場合は、住民に対する広報や関係機関に対し速やかに情報伝達する。

ア 住民等への情報伝達

避難等に関する情報伝達は、次のとおり使用し得るあらゆる情報伝達手段を活用する。

# 島田市災害対策本部



## イ 広報の実施時期

災害の状況に応じて、次のようなタイミングで速やかに広報を行う。

- 情報収集事態に至った場合
- 緊急事態区分等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況に大きな変化があった場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとめた場合
- 屋内退避準備、屋内退避、避難準備、住民避難等の防護措置を指示する場合
- P A Z 内の住民が避難を開始した場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が開いた場合等）

## ウ 広報事項

次の事項について広報を実施する。

- 事故等（災害及び被害）の状況に関する事
- 市及び関係機関の対応状況に関する事
- 屋内退避準備、屋内退避、避難準備、避難指示に関する事  
(対象自治会又は町内会、避難所、避難先市町、避難ルート、避難退域時検査場所、注意事項等)
- 安定ヨウ素剤の配布、服用に関する事
- 原子力災害における注意事項等

## **エ 広報文例**

災害の状況に応じて、島田市地域防災計画資料編の「広報文例」に掲げる文例を参考に速やかに広報を行う。

なお、現地での広報車による広報についてもこの文例に準じる。

## **オ 住民等からの問い合わせへの対応**

国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、原子力災害に対する知見を備えた要員の配置等を行うための体制の確保に努める。なお、専用電話の窓口の設置については、防災行政無線等複数の伝達手段により広報する。

また、住民のニーズに併せた情報の収集、整理、発信を行う。

### **3 安定ヨウ素剤の配布及び服用の実施**

安定ヨウ素剤の取扱いについては、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって」（平成28年9月30日修正：原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課）を基に取扱うこととする。

#### **(1) 配布対象者**

安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含めて市内に所在する者全員が服用する。

- ア 服用不適切者
- イ 自らの意思で服用しない者

#### **(2) 配布場所**

配布担当職員（現地避難地（所）班員）が近隣の救護所から安定ヨウ素剤（丸薬、内服液（液）、ゼリー）を受け取り、原則、各地区の第一次指定避難所で配布する。

ただし、避難所以外の公共施設等で配布することも考慮する。その場合は、配布時に防災行政無線等の情報伝達手段を利用し住民に周知を図る。

#### **(3) 配布の方法**

配布場所において、説明資料、確認票とともに配布する。

配布担当者は安定ヨウ素剤の配布に当たっては、配布表に必要事項を記録する。回収にあたっても配布表を用いて行う。

#### **(4) 配布に関する手順**

- ア 防災行政無線等により住民広報を実施し、住民に安定ヨウ素剤の配布を周知する。
- イ 配布担当者は安定ヨウ素剤の配布に先立ち、安定ヨウ素剤服用説明書を避難住民に配布し、服用対象者や服用方法、副作用について説明を行い、確認票に記入させる。
- ウ 配布担当者は確認票を確認し、一人ひとりに安定ヨウ素剤を配布する。副作用の恐れがある者の服用に際しては、医師の指示を仰ぐ。

#### **(5) 服用回数**

原則1回とする。なお1回の服用後は、できる限り避難を優先させるものとするが、やむを得ず2回目の服用を行う場合は、1回目の服用の効果が24時間持続することが認められているため、1回目の服用から24時間後とする。

#### (6) 安定ヨウ素剤服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量（ヨウ化カリウム量に対する相当量）	ヨウ化カリウム量	服用方法		
新生児	12.5mg	16.3mg	内服薬（液） 1ml またはゼリー16.3mg (丸薬 1/3 に相当)	スポット (ゼリーは1包 そのまま)	
生後 1 か月以上 3 歳未満	25.0mg	32.5mg	内服薬（液） 2ml またはゼリー32.5mg (丸薬 2/3 に相当)		
3 歳以上 13 歳未満	38.0mg	50.0mg	丸薬 1 丸		
13 歳以上	76.0mg	100.0mg	丸薬 2 丸		

※ 3歳未満の乳幼児については、薬剤師がヨウ化カリウム（粉末）の内服薬（液）の調製を行う。

※ゼリー状安定ヨウ素剤は、ヨウ化カリウム（粉末）の内服薬（液）に替わるものとして、平成 29 年度から段階的に備蓄を開始している。

#### (7) 服用の時期

原則として、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、その後国の指示に基づき、又は市長の判断により安定ヨウ素剤服用の指示を出す。

ただし、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを抑える効果のみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれることを防ぐことはできないことから、避難等と組み合わせて活用する必要がある。

#### 【安定ヨウ素剤の投与時期】

安定ヨウ素剤の投与時期	効 果
放射性ヨウ素が摂取される前の 24 時間以内または直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後 8 時間以内	40%の抑制効果

※配布場所において、安定ヨウ素剤の服用について医師の到着を待つことによりタイミングを逸することの無いような配布方法を引き続き県及び関係機関と連携し検討を進めるものとする。

※安定ヨウ素剤の効率的な配布について、引き続き県及び関係機関と連携し、問診の方法等について検討を進めるものとする。

#### (8) 服用中止の連絡

配布後、服用の必要がないと決定された場合は、市は、防災行政無線等の情報伝達手段を利用し、服用中止の周知を図る。

#### (9) 回 収

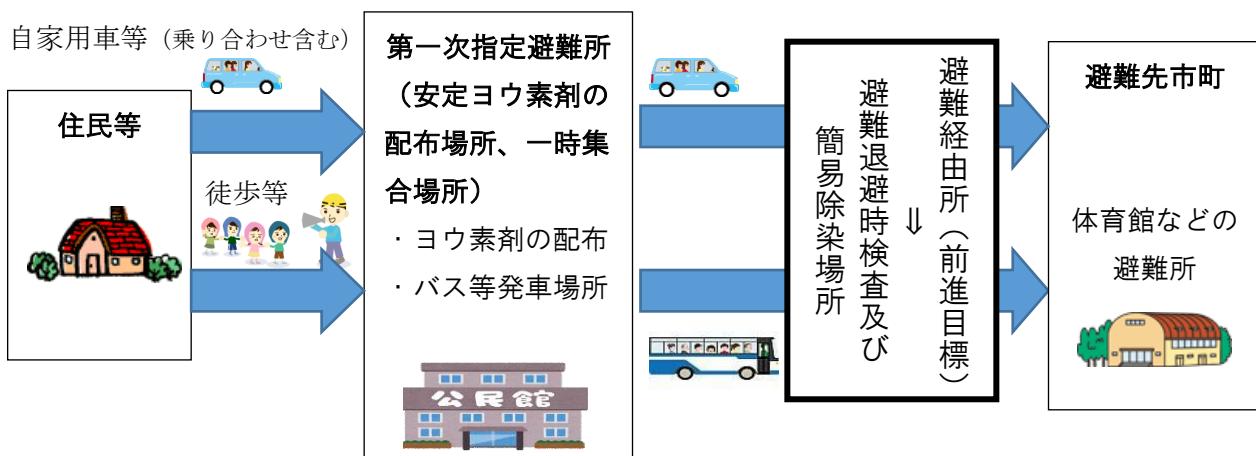
市は、安定ヨウ素剤の回収指示がされた場合は、迅速かつ的確に回収し、丸薬及びゼリーは備蓄し内服薬（液）は破棄する。

## 4 住民等の避難の実施

### (1) 避難等の体制

- ア 市は、国や県から避難等や準備に関する情報連絡があり、避難等や準備を指示する場合は迅速に住民広報を行う。
- イ 避難又は一時移転は、住民の自家用車避難（乗り合わせ含む）を原則とするが、自家用車での避難が困難な住民については、市が指定する一時集合場所（第一次指定避難所等）からバス等の移動手段により集団避難を実施する。
- ウ 市は、県と連携して、避難用のバス等の避難手段の確保について事前に対応を整備しておくものとする。  
なお、避難実施前までに迅速にバス等の手配を実施するものとする。
- エ 住民は、屋内退避準備指示が発令された段階で自宅に帰宅し、自宅からの避難等を原則とする。ただし、事故の急速な進展等により避難開始までの時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合、第一次指定避難所に避難している場合には、滞在場所及び第一次指定避難所からの避難を行う。

### 【住民避難の基本的イメージ】



### (2) 避難所の体制

- 避難等に至る流れの中で、第一次指定避難所の果たすべき役割は次のとおりとする。
- ア 屋内退避指示が発令された際、自宅での屋内退避よりも第一次指定避難所での屋内退避を希望する場合に使用する。又は、市民以外の人が一時的に屋内退避する場合に使用する。
- イ 安定ヨウ素剤の配布  
国の指示又は市長の判断により配布、服用を指示した時点で、安定ヨウ素剤を配布する。
- ウ バス避難者等の対応
- バス等で避難又は一時移転する避難者の受付及び誘導（発車時刻の管理等）
  - バス等車両の発車場所への誘導
- エ 第一次指定避難所の下記運営にかかる事項は、あらかじめ避難所運営会議において定めておくこととする。
- 開設責任者、要員、連絡先、連絡手段、開設手順

- 市災害対策本部との連絡、避難者の把握（名簿作成）、バス等乗車の誘導の事務及び体制
- 安定ヨウ素剤の受領体制及び配布等にかかる留意事項

### （3）避難者の対応

#### ア 屋内退避指示発令等

住民は、家屋の構造やその他の災害時の被災状況により、自宅における屋内退避が困難と判断した場合や早期に避難した場合は、第一次指定避難所において屋内退避を実施する。

#### イ 避難指示発令時

自家用車等での避難又は一時移転が困難な住民等は、自宅から第一次指定避難所等の一時集合場所に集合し、県及び市の手配するバス等により避難又は一時移転を実施する。

### （4）避難経路

避難経路については、避難又は一時移転の際、自家用車（乗り合せ含む）を原則としていることから、島田市の地理的条件や渋滞緩和等を考慮する。避難先市町への主な避難経路は、表5及び別表1のとおりとする。（ただし、避難先市町までの具体的な避難経路は今後調整する。）

ただし、災害時の気象状況、災害状況、渋滞等により避難経路を変更する場合がある。その場合には、「2－（5）避難等に関する情報手段」のとおり住民に広報し、周知を図る。

表5 主な避難経路と避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の実施場所の候補施設

避難方向	市内から避難退域時検査場所までの避難経路	候補箇所		避難退域時検査場所から避難先市町まで	避難先市町等（表6）
東 方	新東名高速道路	藤枝PA 静岡SA 清水PA		新東名高速道路 → 東名高速道路 → 東駿河湾環状道路 修善寺道路 → 国道135号、136号	静岡県内 15市町
	国道1号	うぐいすPA 県工業技術研究所		新東名高速道路 → 東名高速道路 → 国道52号・中部横断道 → 中央自動車道	東京都
	東名高速道路	日本坂PA 日本平PA		新東名高速道路 → 東名高速道路 → 国道52号・中部横断道 → 中央自動車道	東京都
	県道263号 春野下泉停車場線	公共施設	⇒	県道263号春野下泉停車場線→国道362号	川根本町 静岡市

## (5) 避難退域時検査及び簡易除染

避難住民の避難退域時検査及び簡易除染については、避難住民の迅速な避難の実効性を確保しつつ、当該避難による汚染の拡大を防止するよう努める。

### ア 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染の候補箇所は、表5及び別表1のとおり。原子力緊急事態においてOILに基づく防護措置による避難対象範囲や人数、避難経路を考慮し、静岡県が開設する。

### イ 実施方法

原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成28年9月30日）に準拠し、車両用ゲート型モニタ、GMサーベイメータ、対表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値(OIL4)を超えた場合には、簡易除染を行い基準値未満となったことを確認する。

検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の検査済証を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施法の詳細については、静岡県が別途実施要領を定める。

### ウ 実施主体

避難退域時検査及び簡易除染の検査場所の開設、実施については、静岡県が主体で行うものとする。

市は、今後、避難退域時検査及び簡易除染に必要な人員等の体制について静岡県と連携して整備を図るものとする。

## (6) 避難経由所

ア 避難先市町等の避難施設に前進する手前の地点に避難経由所を設け、次の機能を保持する。

- ・避難退域時検査済証の確認
- ・最終避難施設の細部位置及び前進経路の確認
- ・必要に応じ、自治会毎の人員掌握又は健康状態の把握

イ 状況により、避難経由所に車両を残置し、最終避難施設までバスで移動することがある。

ウ 自治会毎の最終避難施設のマッチングができない場合には、避難経由所を当初の前進目標として指定する場合がある。

## 5 避難誘導、確認の実施

避難対象区域の住民の避難誘導、避難完了確認は、次により実施するものとする。

### (1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象区域の住民に避難指示を出す段階で、島田警察署と交通規制の場所、規制予定時間、避難対象区域の確認を調整するとともに、静岡市島田消防署に対して、避難対象区域の避難指示等巡回広報及び避難実施の確認作業を依頼する。

### (2) 避難誘導時等の消防団、自治会等の連携

市災害対策本部は、避難対象区域の避難所に市職員を配置し、避難対象区域の消防団及び自治会や自主防災組織と連携し、住民等の避難状況を確認する。

消防団は、避難対象区域の避難指示等巡回広報を行う。

市は、平常時から自治会や自主防災組織ごとの避難方法、第一次指定避難所、避難ルート、避難退域時検査及び簡易除染場所、避難先避難経由所、避難先避難所について周知を図る。

### (3) バス等による避難の対応

自家用車での避難が困難な住民は、第一次指定避難所等の一時集合場所に集合するものとする。

第一次指定避難所等に配置した市職員は、集合した住民の人数を市災害対策本部に報告する。

市災害対策本部は、静岡県と連携し、第一次指定避難所等にバス等を配車し、集合した住民を集団で避難先へ移送する。

### (4) 避難対象区域の避難実施の確認方法

市職員及び消防職員は協力し、可能な限り戸別訪問を実施し、避難の完了を確認する。

### (5) 避難報告

市職員及び消防職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。

**【避難の誘導、確認の概要】**

段 階	活 動 等
準 備	<p>市災害対策本部が、避難対象区域の住民に避難指示を出す段階</p> <p>①市災害対策本部は、避難対象区域の第一次指定避難所に現地避難地（所）班員を配置する。</p> <p>②島田警察署と交通規制の調整（場所、予定時間、避難対象区域）をする。</p> <p>③静岡市島田消防署及び島田市消防団に避難対象区域の避難指示等巡回広報を依頼する。</p>
避難指示	<p>①市災害対策本部は、「住民等の情報伝達」に基づき、避難対象区域の住民等に避難を指示する。</p> <p>②市災害対策本部は、関係機関と相互連絡を取り、連携を図る。</p>
避難所	<p>市職員は、避難対象区域の自主防災組織及び消防団と連携して次のことを行う。</p> <p>①住民の避難状況の情報を収集し、市災害対策本部へ報告する。</p> <p>②第一次指定避難所等に集合したバス等での避難者の住民等の氏名、人数を確認する。</p>
避難指示	<p>①市職員と消防職員とが班を編成し、可能な限り、一戸ごと戸別訪問し、未避難者を確認する。</p> <p>②現地避難地（所）班員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部に「避難完了」を報告する。</p> <p>③報告を受けた市災害対策本部は、静岡県、島田警察署、静岡市島田消防署及び関係機関に避難完了報告を行う。</p>
避難退域 時検査場 所及び避 難先市町	<p>①避難退域時検査場所に市職員を派遣し、静岡県と連携し対応を行う。</p> <p>②避難先市町に職員を派遣し避難先市町避難経由所において、避難住民の受入が円滑に実施できるよう、避難先自治体職員と連携を図るものとする。</p> <p>③避難先市町派遣職員は、避難住民の基本的事項を市対策本部に報告する。</p>

## 6 避難先

### (1) 避難先確保の方針

地域コミュニティの維持や円滑な避難を行うため、自治会単位で避難ができるよう、避難先市町の協力を得てあらかじめ避難先を設定し、避難先市町避難経由所及び避難ルート等と併せて、住民に事前に周知しておく。

なお、市内の一一部の地域が避難を要する場合は、災害発生時の状況に応じて市内UPZ外の地域への一時的な避難も考慮する。

### (2) 避難先

国が避難又は一時移転の区域を特定し、指示を出した場合は、特定された範囲（避難単位）の住民等が避難又は一時移転を実施する。

避難を迅速、確実に実施するため、表6のとおり県内の避難先市町に加え、東京都と協議をしている。今後、市及び県は東京都と協議を進め、早い時期に県内避難先市町と同様な避難住民の受け入れ体制を整備する。

なお、自治会毎の避難先市町等は、別表1のとおりである。

表6 避難先都県・市町村

避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震等複合災害時などで 避難先1に避難できない場合)
静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都 特別区 市町村（島しょ部を除く）

### (3) 避難先決定の手順

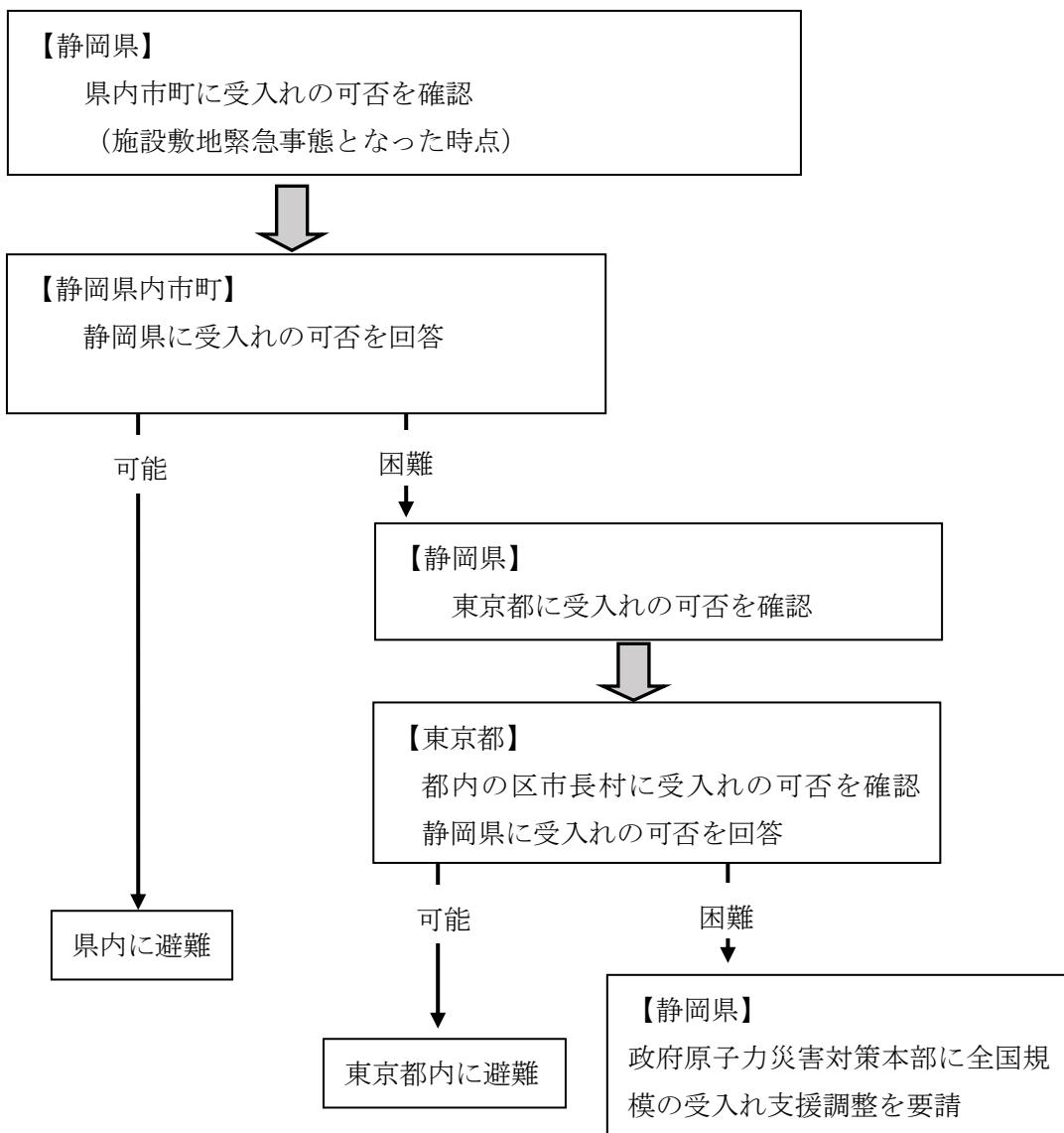
避難の際には、県が受け入れ先の可否を確認する。

大規模地震等により県内の市町が被災するなど、避難者の受け入れが困難な場合には、東京都に受け入れの可否を確認する。なお、県内市町、東京都とも受け入れが困難な場合には、県が国に全国規模の受け入れ支援調整を要請する。

市は、県から避難先確保の連絡を受けた後、住民等に対し、避難先及び避難経路等の情報伝達を行う。

避難先の確認手順は図3のとおりである。

図3 避難先確認の手順



#### (4) 避難住民の支援体制等

市は、国や静岡県、避難先市町等と連携し、避難先での受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

##### ア 避難先市町避難所の開設及び運営

住民避難に際しては、避難元である市職員が避難先市町避難所に同行するとともに、避難先市町と避難住民のパイプ役及び市災害対策本部との連絡調整を担う。

避難開始直後からできるだけ早期に、避難先市町避難経由所及び各避難先施設へ市職員を順次派遣し、避難住民による避難所の自主運営体制に移行する。その際、市職員及びボランティア等が支援する。

住民の不安に応えるため、静岡県と連携し避難先市町避難所に住民相談窓口を設置する体制を整える。

避難が長期化すると見込まれる場合、国、静岡県と連携し賃貸住宅、仮設住宅へできるだけ早期に移転できるよう努める。

#### イ 避難先市町での対応

- (ア) 避難所は、原則、避難先市町が指定する避難所とする。
- (イ) 原則として、学校は体育館のみとし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。ただし、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難所として除外される。
- (ウ) 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等については静岡県、国により調整する。
- (エ) 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとするが、できる限り速やかに、島田市に引き継ぐものとする。
- (オ) 避難退域時検査及び除染、または汚染していないことの証明は、静岡県内で行い証明書を発行する。
- (カ) 避難所の受入れ人数の算定は、原則避難先市町の規準を用いるが、その基準が無い場合は、一人あたり3m<sup>2</sup>（有効面積）を目安とする。
- (キ) 食料や資機材については、原則、島田市で準備する（避難者が調達する、島田市が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄することはない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で協力を受けた場合、費用については島田市が負担する。

#### ウ 避難物資の確保

原則、初動対応時においては、避難物資で不足するものについては、避難先市町に協力を要請する。

なお、避難者自らが購入し確保することに努める。

### （5）避難者への情報提供

避難者への情報提供は、避難行動要支援者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等に配慮した情報伝達に努める。

特に、避難所に居る被災者については、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については十分配慮し適切な情報を提供できるよう努めるものとする。

### （6）健康管理とメンタルヘルス

放射線被ばくや放射施物質による汚染に対する不安や避難生活での環境変化から精神及び健康に悪影響を及ぼすことが考えられる。また、避難前の生活の中で継続した治療や常備薬の服用など継続的な医療が必要な場合もある。

このようなことから、静岡県、国及び関係医師会と連携、協力を得て、避難所の巡回診療の実施や医師の診察を受ける環境を整えるものとする。

また、静岡県と連携のもと、保健師等を各避難所に派遣し、専門家とも連携しながら、避難者の健康管理やストレスケアに努める。

## 7 要配慮者等の避難

### (1) 病院入院患者

病院等（別表2の1）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

病院等は、表3の全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときは、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入院患者の避難先については、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、病院及び市は受入れを要請し避難準備を整えるものとする。

避難指示が発出されても、避難先病院等の受入れ体制及び適切な輸送体制（避難手段）が整うまでは屋内退避を実施し、整ってから避難を開始する。



### (2) 介護福祉施設入所者

入所施設（別表2の2及び3）は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

入所施設は、表4の全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときは、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

入所者の避難先については、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、入所施設及び市は受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

避難指示が発出されても、避難先施設等の受入れ体制及び適切な輸送体制（避難手段）が整うまでは屋内退避を実施し、受入れ体制及び輸送体制が整ってから避難を開始する。



### (3) 社会福祉施設通所者

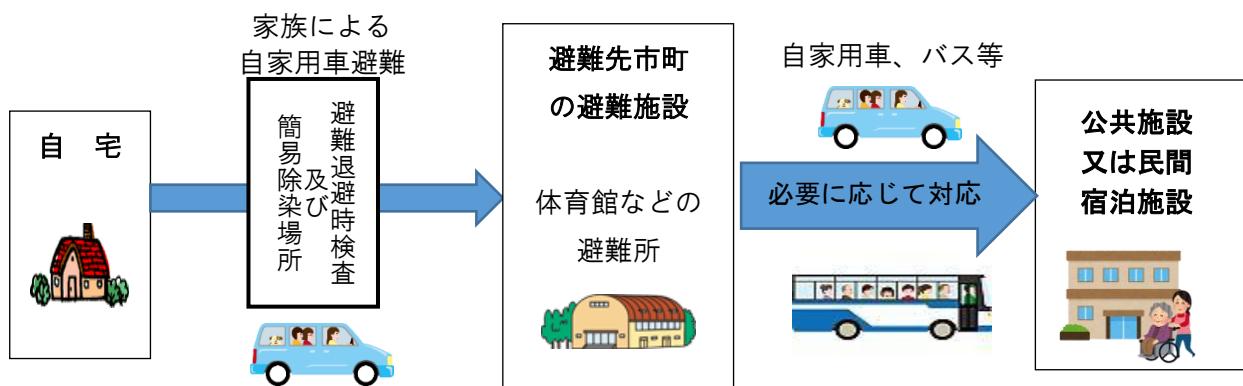
通所施設は、通所者を受け入れている時の施設毎の避難計画をあらかじめ策定するものとする。

通所施設は、表4の警戒事態となった時点で、通所者等の実態に応じ必要であればサービスを中止し、通所者が自宅からの避難を行うことができるよう、送迎により家族（介護者）に引き渡しを開始する。なお、引き渡しができない通所者は、施設に留め置き屋内退避の準備を開始する。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、通所者が施設に残っている場合は、通所者の状況により適切な搬送体制が整ってから避難を実施する。その際に、家族への引渡しは避難先で行う。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

#### (4) 在宅の要配慮者

避難先施設については、原則一般住民と同じ避難所とし、配慮を要する状況に応じて使用し得る公共施設等を利用する。この際、避難先市町の実情により静岡県と連携し、民間宿泊施設を含めた避難先施設を確保する。



#### (5) 外国人

日本語の情報が理解できない外国人を孤立させないよう情報伝達に注意を払い、一般住民と同様な避難を実施する。

#### (6) 就学児童・生徒及び乳幼児等（学校、幼稚園、保育園）

県が別に定めるマニュアル等により、児童生徒等が在校しているときの学校毎の避難計画を定めるものとする。

表4の警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、自宅からの避難を行うことができるよう、速やかに児童生徒等の下校又は保護者への引渡しを開始する。

下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒等は学校等に留め置く。表4にある全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒等を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者への引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒等と第一次指定避難所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は、県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒等を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

#### (7) 一時滞在者（観光客等）

市は、国・県と連携し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

原則、表4の施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、UPZ外への退避を求める。

避難指示が発出された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの第一次指定避難所から住民とともにバス等により避難する。

### 8 複合災害への対応

大規模地震等との複合災害発生時は、地震災害に伴う人命救助や応急対策活動と並行して、原子力災害対策を行うことから、市は専従の対応チームを編成して情報収集・連絡調整及び対策立案を行なう。複合災害時は、以下の基本的な考え方に基づき対応するものとする。

#### (1) 情報伝達

屋内退避及び立ち退き避難に関する重要な情報の伝達については、テレビ・ラジオ等の公共放送、同報無線、広報車の巡回等による他、自主防災組織の伝達網を活用して、各家庭に確実に情報が伝達できるようにする。

また、自衛隊・警察・消防等と連携し、避難該当地域を巡回して、確実に屋内退避や立ち退き避難を実施しているかを確認する。

#### (2) 負傷者の避難

負傷者、特に重傷者については、広域搬送する患者を除き、移動することで重篤化のリスクを伴うことから、医療機関において気密性を保持した状態で屋内退避する。

患者の状態を考慮しつつ、移動用車両、避難経路及び患者の受け入れ先の確保ができた段階で避難を開始する。

#### (3) 屋内退避

自宅又は避難施設が地震等により損壊し気密性を保持できない場合は、一定の気密性を保持できる避難所又は建物を利用する。連続地震等により、損壊の危険が高まった場合は、早めに指定避難所等に移動する。

また、地震動の都度、気密性が保持されているかについて点検し、所要の処置を行う。

#### (4) 安定ヨウ素剤の配布

立ち退き避難に際し、指定避難所（安定ヨウ素剤受領施設）で安定ヨウ素剤を受領・服用することを原則としつつも、状況の推移予測上、立ち退き避難の可能性が高いと判断される地域の住民に対しては、警戒事態等、避難指示発令段階以前に安定ヨウ素剤を配布することがある。

また、指定避難所での受領が困難な住民や施設入所者に対しては、指定避難所での配布以外の方法で、確実に配布できる方法を選択する。

#### (5) 避難先の確保

大規模地震や津波の影響により県内避難先が確保できない場合は、県外避難先を確保する。避難先を確実に確保するために、大規模地震発生に伴う災害応急対策の初期段階から県外避難先との調整を開始するよう努める。

この際、避難経路の確保状況により、計画上の県外避難先への移動が困難な場合は、県との調整又は災害応援協定に基づき、臨時に避難先を確保する場合がある。

#### (6) 避難手段の確保等

地震等に伴う自家用車の損傷により使用できない場合は、まずは、地区内での乗り合わせに努める。これによらない場合は、指定避難所から発着する避難用バスを利用する。状況により、自衛隊等の支援を受けて避難用車両等を確保する。

避難用バス等の確保が十分にできない場合は、屋内退避を継続し、所要数を確保できた段階で、避難を開始する。

#### (7) 避難経路の確保

本計画に基づく避難経路が地震等により通行できなくなった場合については、県の道路啓開計画（緊急輸送ルートを迅速に確保するための計画）に基づき対応する。また、避難路に使用する市管理道路については、今後策定する市の道路啓開計画に基づき避難経路を確保する。

道路の啓開が困難な場合は、迂回路等を設定して避難経路として使用する。また、道路の啓開又は迂回路の設定に時間要する場合は、屋内退避を継続する。

#### (8) その他

大規模地震以外の災害との複合災害については、上記の考え方を基準に、当時の状況に応じた避難要領を決定する。

この際、2次災害に留意するとともに、性急な避難行動で却って人的被害の発生を助長することのないように努める。

### 9 市役所機能の移転

県内避難の場合は、原則、市役所本庁機能（教育委員会、原子力災害対策本部含む）を川根支所に移転する。また、静岡県内中部地区1箇所、東部地区3箇所、賀茂地区1箇所に支所機能を設置する。状況に応じて、支所機能業務については、随時調整する。

県外避難の場合は、東京都と協議を継続する。

### 10 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

#### (1) 今後、避難計画へ反映していく課題

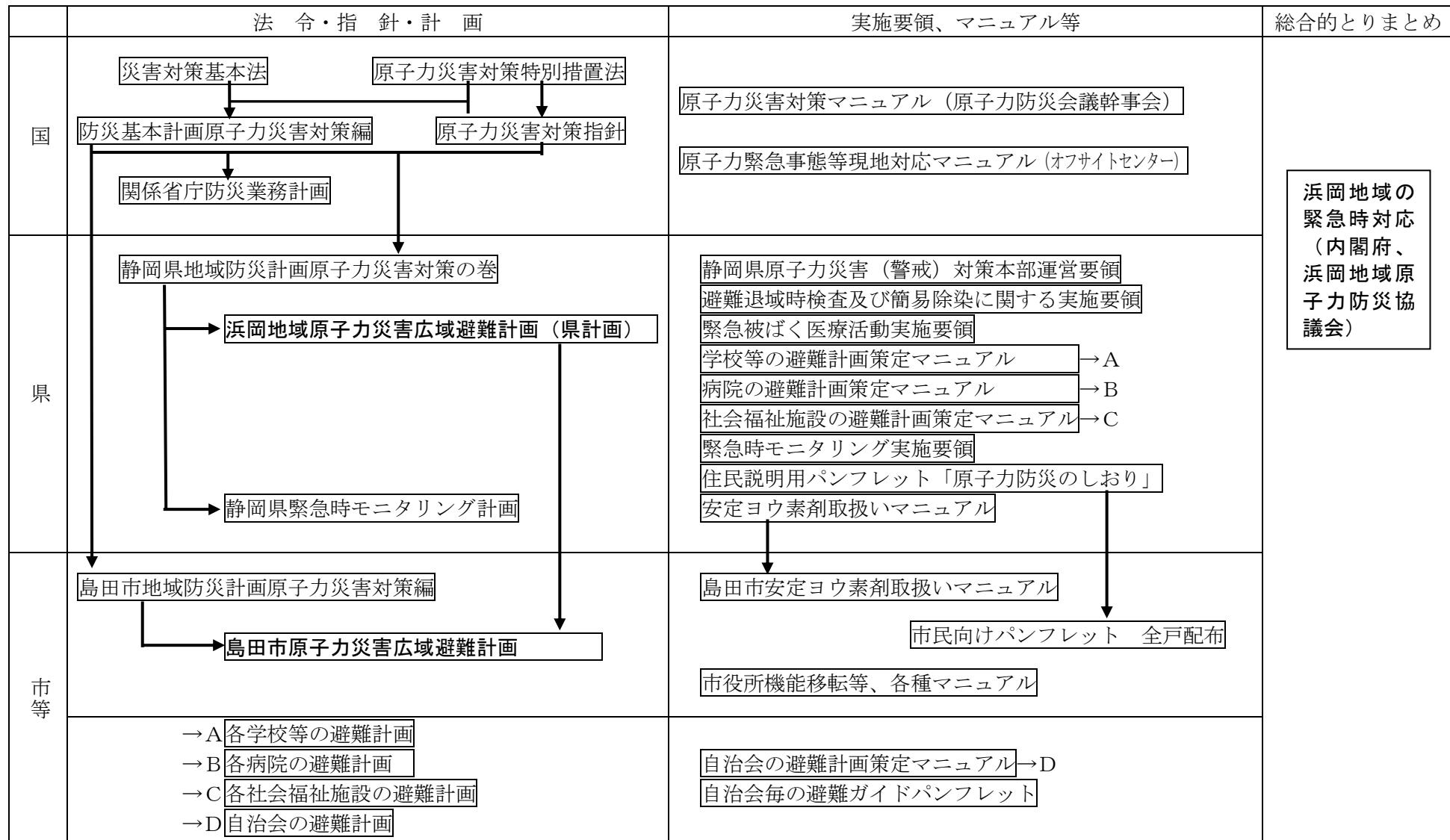
- ア 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化
- イ 避難経路での燃料の確保、渋滞対策、降雪対策
- ウ U P Z 外における避難等についての検討
- エ 要配慮者等の避難先の確保
- オ 家畜、家庭動物についての検討

- カ 原子力災害対策（警戒）本部機能や行政機能の移転要領及び移転後の体制
- キ 避難後の市内の防災、治安体制、U P Z外住民の医療確保体制
- ク 避難先での学校教育、保育体制

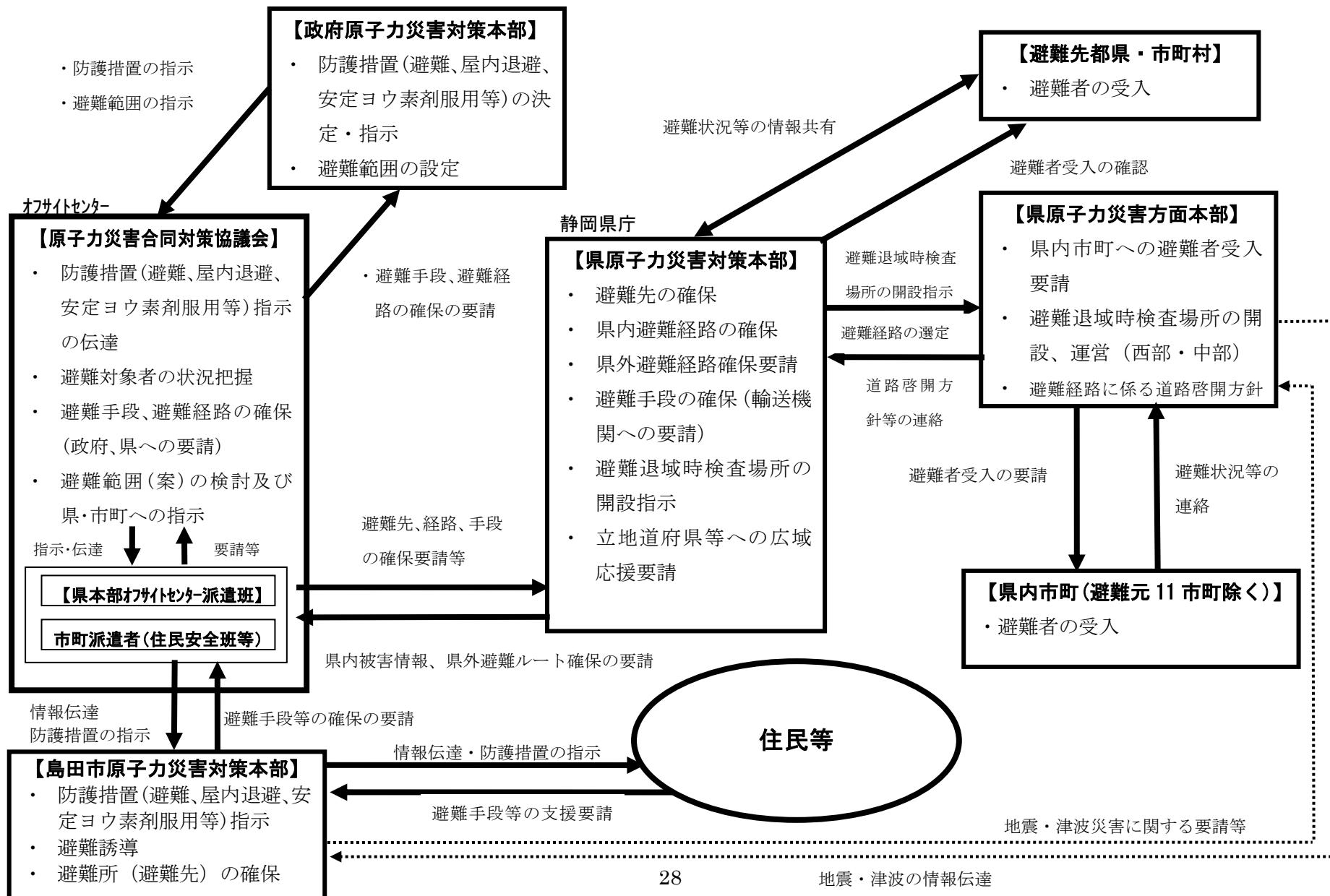
## （2）関連する計画、マニュアル等に関する課題

- ア 県外避難先との詳細協議
- イ 県外避難における東京都内外の避難経由所（前進目標）指定協議
- ウ 避難先の体制構築への支援（避難経由所指定、避難先市町職員の支援、避難所の運営、避難者の生活支援、物資調達・資機材の整備、自家用車の駐車場等）
- エ 安定ヨウ素剤の緊急時における効率的な配布
- オ 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援
- カ 自治会の避難計画策定の支援（役員や消防団員の行動を含む）
- キ 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- ク 事業所等への本計画の周知と対応

別図1 浜岡地域原子力災害広域避難計画と関係法令、県防災計画、関係マニュアル等との関係



別図2 防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



別表 1

No.	避難単位の名称	測定地点	指定避難所 (ヨウ素剤配布) (一時集合場所)	自治会等の名称	発電所か らの距離	発電所か らの方位	避難経路	避難退域時検査及び 簡易除染候補箇所 (災害の状況で設置)	県内避難先 市町 (避難先 1)	県外避難の場合 (避難先 2)	
1	金谷南 (かなやみなみ)	旧お茶の郷 金谷富士見町 3053-2	旧お茶の郷	牧の原	20km 圏	北	新東名 高速道路	藤枝 PA 静岡 SA 清水 PA のいずれか	静岡市	【避難経路】 新東名高速道路 【検査場所】 藤枝 PA 静岡 SA 清水 PA のいずれか	
			神谷城西公民館 菊川の里会館	菊 神	20km 圏	北					
			金谷小学校	姫宮町	31km 圏	北					
				金谷元町	31km 圏	北					
				天王・二軒家	31km 圏	北					
			金谷高校	金谷中央	31km 圏	北			河津町		
				金谷東町	31km 圏	北					
				学園通り	31km 圏	北					
2	湯 日 (ゆい)	湯日小学校 湯日 564	湯日小学校	湯 日	20km 圏	北	国道 1 号	うぐいす PA 県工業技術研究所 のいずれか	静岡市	《避難経路》 東名高速道路 《検査場所》 日本坂 PA 日本平 PA のいずれか	
							東 名 高速道路	日本坂 PA 日本平 PA のいずれか			
3	初 倉 (はつくら)	初倉南小学校 南原 10	初倉南小学校	南 原	20km 圏	北北東	東 名 高速道路	日本坂 PA 日本平 PA のいずれか	静岡市	避難先 東京都 特別区 市町村（島しょ部 を除く）	
				岡 田	20km 圏	北北東					
				月 坂	31km 圏	北北東					
			初倉中学校	大 柳	31km 圏	北北東					
				中 河	31km 圏	北北東					
				井 口	31km 圏	北北東					
				色尾・沼伏	31km 圏	北北東					
			初倉小学校	旧 初	31km 圏	北北東					
				谷 口	31km 圏	北北東					

No.	避難単位の名称	測定地点	指定避難所 (ヨウ素剤配布) (一時集合場所)	自治会等の名称	発電所か らの距離	発電所か らの方位	避難経路	避難退域時検査及び 簡易除染候補箇所 (災害の状況で設置)	県内避難先 市町 (避難先 1)	県外避難の場合 (避難先 2)
4	島田西 (しまだにし)	島田第三小学校 南一丁目 10-1	島田高校 島田第一小学校 島田第一中学校 島田樟誠高校 島田第三小学校 島田商業高校	河原町 稻荷町 向谷町 三ツ合町 若松町 向谷元町 本通一丁目 大井町 中央第二 向島町 宮川町 中溝町 横井町 中央第三 本通六丁目 南 町 高砂・宝来 本通七丁目 祇園・新田	31km 圏 31km 圏	北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北 北	国道 1 号 新東名 高速道路	うぐいす P A 県工業技術研究所 のいずれか 藤枝 P A 静岡 S A 清水 P A のいずれか 藤枝 P A 静岡 S A 清水 P A のいずれか 藤枝 P A 静岡 S A 清水 P A のいずれか 藤枝 P A 静岡 S A 清水 P A のいずれか 長泉町 函南町 富士市 沼津市 下田市 沼津市	静岡市 富士市 長泉町 函南町 富士市 沼津市 下田市 沼津市	【避難経路】 新東名高速道路 【検査場所】 藤枝 P A 静岡 S A 清水 P A のいずれか 《避難経路》 東名高速道路 《検査場所》 日本坂 P A 日本平 P A のいずれか 避難先 東京都 特別区 市町村（島しょ部 を除く）
5	島田東・六合 (しまだひがし・ろ くごう)	六合中学校 道悦二丁目 25-1	島田第四小学校 島田第五小学校 島田工業高校 六合小学校 六合中学校 六合東小学校	元島田 元島田東町 松葉町 御仮屋町 旭 町 阿知ヶ谷・東光寺 岸 町 道悦島 東 町	31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏	北 北 北 北 北 北 北 北 北	新東名 高速道路	清水 P A のいずれか 長泉町 函南町 富士市 沼津市 下田市 沼津市		

No.	避難単位の名称	測定地点	指定避難所 (ヨウ素剤配布) (一時集合場所)	自治会等の名称	発電所から の距離	発電所か らの方位	避難経路	避難退域時検査及び 簡易除染候補箇所 (災害の状況で設置)	県内避難先 市町 (避難先 1)	県外避難の場合 (避難先 2)		
6	金谷北 (かなやきた)	島田市役所 金谷庁舎 金谷代官町 3400	金谷中学校	泉町 志戸呂 栄・代官 夢づくり会館	31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏	北 北 北 北	新東名 高速道路	藤枝PA 静岡SA 清水PA のいずれか	函南町 清水町 松崎町 東伊豆町 南伊豆町 西伊豆町 伊豆市 沼津市 富士市 伊豆の国市 下田市 南伊豆町 伊豆の国市 下田市 長泉町 下田市	【避難経路】 新東名高速道路 【検査場所】 藤枝PA 静岡SA 清水PA のいずれか  避難先 東京都 特別区 市町村（島しょ部 を除く）		
7	伊太 (いた)	伊太小学校 伊太 1314	伊太小学校	伊太	31km 圏	北						
8	島田北・大津 (しまだきた・ おおつ)	中央公園 モニタリングポスト 野田 1689	島田第二中学校	本通三丁目・幸町 本通四丁目・柳町 大津通 花みずき中央 大津小学校	31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏 31km 圏	北 北 北 北 北						
9	大代 (おおじろ)	大代公民館 大代 880-2	大代公民館	大代	31km 圏	北北西						
10	北五和 (きたごか)	北五和会館 福用 175-1	北五和会館	北五和	31km 圏	北						
11	神座・鵜網・伊久身 (かんざ・うあ み・いくみ)	神座小学校 神座 1444	神座小学校 山の家	神座・鵜網 伊久身（長島まで）	31km 圏 31km 圏	北 北						
12	相賀 (おおか)	相賀小学校 相賀 875	相賀小学校	相賀	31km 圏	北						
			伊久美小学校	伊久身 (犬間以北)	圏 外	北						
			川根小学校 川根文化センター	家山	圏 外	北			県道 国道 362 号		川根本町公共施設	静岡市 川根本町 静岡市 川根本町
			地域交流センター	抜里・葛籠	圏 外	北						
			川根中学校	身成	圏 外	北						
			山村都市交流 センターささま	笛間	圏 外	北						

別表 2

## 1 市内の病院及び有床診療所一覧

NO.	UPZ	自治区等の名称	発電所からの距離	方位	病院・診療所名	所在地	ベッド数	診療科目
1	UPZ	大津自治会	31km圏	北	市立島田市民病院	野田1200-5	536	内（専門内科多数）・外・呼外・脳外・整・形・精・小・皮・泌・産婦・眼・耳・リハ・放・病理・臨検・救・麻・歯外
2	UPZ	岸町自治会	31km圏	北北東	しのはら産科婦人科医院	岸町658-1	11	産婦
						計	547	

## 2 市内の社会福祉施設入所施設一覧表

NO.	UPZ	自治区等の名	発電所からの距離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	入所・利用者の定員数(人)	建物構造	入所・通所
1	UPZ	大津自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム 永福荘	大草10	33	54	R C	入所
2	UPZ	牛尾自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム 本田山荘	牛尾1102-1	61	50	R C	入所
3	UPZ	中河自治会	31km圏	北北東	特別養護老人ホーム みどりの園	中河375-1	68	50	R C	入所
4	UPZ	花みずき中央自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム あすか	中河町326-1	121	70	S	入所
5	UPZ	島自治会	31km圏	北	特別養護老人ホーム かなや	島536-1	60	50	S	入所
6	UPZ	色尾沼伏自治会	31km圏	北北東	特別養護老人ホーム ほたるの丘	阪本2449-2	61	100	R C	入所
7	圏外	家山自治会	圏外		特別養護老人ホーム とこは	川根町家山4168-1	62	50	R C	入所
8	UPZ	島自治会	31km圏	北	介護老人保健施設 エコトープ	島534-1	121	150	R C	入所
9	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	介護老人保健施設 さくら	東町1331	103	150	S	入所
10	UPZ	中溝町自治会	31km圏	北	介護老人保健施設 アボロン	中溝町1714-1	92	100	S	入所
11	UPZ	伊太区自治会	31km圏	北	介護老人保健施設 サテライトアボロン伊太 認知症対応型共同生活介護 アボロン伊太 小規模多機能型居宅介護 アボロン伊太	伊太2170-1	57	58	S	入所
12	UPZ	横井町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 まーがれっと島田	横井二丁目 25-6	7	9	W	入所
13	UPZ	阿知ヶ谷・東光寺自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 郷の家	東光寺178-5	12	9	W	入所
14	UPZ	色尾沼伏自治会	31km圏	北北東	認知症対応型共同生活介護 ケアクリティ初倉	阪本1444 あけぼの館3F	14	18	R C	入所
15	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 ひぎり	金谷代官町 802-16	23	18	S	入所
16	UPZ	宮川町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 あかり	宮川町2349-6	23	18	W	入所
17	UPZ	御仮屋町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 ケアクリティおかりや	御仮屋町9530	15	18	R C	入所
18	UPZ	御仮屋町自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 ケアクリティリビングおかりや	御仮屋町9530	38	60	R C	入所
19	UPZ	向谷町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 一期一会のえにし	向谷四丁目 1008-1	14	18	S	入所
20	UPZ	中溝町自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 まごころホーム島田 小規模多機能型居宅介護 まごころの家島田	中溝町580	13	38	W	入所・通所

NO.	UPZ	自治区等の名	発電所から離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	入所・利用者の定員数(人)	建物構造	入所・通所
21	圏外	身成自治会	圏外		小規模多機能型居宅介護 コミュニティケア笛間渡	川根町笛間渡 432-1	16	29	S R C	入所 通所
22	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	特定施設入居者生活介護施設 シンシア島田	東町11-1	29	44	R C	入所
23	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	特定施設入居者生活介護施設 でらいと島田	東町183	86	100	S R C	入所
24	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 ニチイケアセンター島田金谷	金谷栄町 197-1	27	60	S	入所
25	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	金谷ケアパークそよ風	金谷栄町 347-88	27	70	R C	入所
26	UPZ	金谷東町自治会	31km圏	北	特定施設入居者生活介護施設 ラ・ナシカしまだ	金谷東二丁目 30-5	20	60	R C	入所
27	UPZ	大津自治会	31km圏	北	養護老人ホーム ぎんもくせい	尾川16-2	21	50	S	入所
28	UPZ	向谷町自治会	31km圏	北	アースヴィレッジ島田	向谷二丁目 6-9	33	43	R C	入所
29	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	ふたばの家	東町241	8	12	S	入所
30	UPZ	栄・代官自治会	31km圏	北	ヨージュ金谷	金谷代官町 839-3	14	18	W	入所
31	UPZ	湯日自治会	20km圏	北	ついつい雨やどり	湯日1-1				入所
32	UPZ	島自治会	31km圏	北	駿園学園共同生活介護事業所	島572-2				入所
33	UPZ	阿知ヶ谷・東光寺自治会	31km圏	北	青葉の家	阿知ヶ谷86-8				入所
34	UPZ	大津自治会	31km圏	北	ケアホームみぎわ	落合717-1				入所
35	UPZ	井口自治会	31km圏	北北東	そろそろ雨やどり	井口44-5 エクセントショリカ 203号				入所
36	UPZ	花みずき中央自治会	31km圏	北	認知症対応型共同生活介護 あすか	中河町326-1	12	17	S	入所
37	UPZ	北五和自治会	31km圏	北	駿遠学園	福用112	33	34	R C	入所
38	圏外	家山自治会	圏外		認知症対応型共同生活介護 汽笛	川根町家山 382-1	21	18	R C	入所
39	UPZ	東町自治会	31km圏	北北東	認知症対応型共同生活介護 あったか広場一會 小規模多機能型居宅介護 あったか広場一會	東町1116	24	47	S	入所 通所
						計	1,369	1,690		

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、R C：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)

### 3 市内のサービス付き高齢者向け住宅一覧表

NO.	UPZ	自治区等の名	発電所から離	方位	施設名称	所在地	職員数(人)	部屋(戸)	建物構造	入所・通所
1	UPZ	高砂・宝来自治会	31km圏	北	サービス付き高齢者向け住宅 アクア島田	高砂町6245-1	20	7	R C	入所
						計	20	7		

注：建物構造記号(W：木造、S：鉄骨、R C：鉄筋コンクリート、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート)